

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月3日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会規則第3号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成2年佐賀県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第2号（第3条、第4条、第5条、第8条、第10条、第11条、第12条関係） 略 <u>1</u> 成年被後見人又は被保佐人である。 <u>2</u> ~ <u>5</u> 略	様式第2号（第3条、第4条、第5条、第8条、第10条、第11条、第12条関係） 略 <u>1</u> ~ <u>4</u> 略

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。